第五条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）附則第六条第一項の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「薬事法」という。）の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る薬事法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）の店舗において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。次条及び附則第七条において同じ。）に従事した期間については、新規則第百二条第二号イ（新規則第百八条の二第一項において準用する場合を含む。次条から附則第八条までにおいて同じ。）又は第百十条の三第一号に規定する期間に通算することができる。

第六条　薬事法附則第二条に規定する既存一般販売業者の店舗において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間については、新規則第百二条第二号イ又は第百十条の三第一号に規定する期間に通算することができる。

第七条　薬事法附則第五条に規定する既存薬種商の店舗において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間については、新規則第百二条第二号イ又は第百十条の三第一号に規定する期間に通算することができる。

第八条　薬事法附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下この条において「既存配置販売業者」という。）において、平成二十七年九月三十日までの間に、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間については、新規則第百二条第二号イ又は第百十条の三第一号に規定する期間に通算することができる。

第九条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第十条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成二十一年農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の表第九十九条第八号の項中「第九十九条第八号」を「第九十九条第七号」に改め、同表第百八条の二第一項において準用する第百二条第二号の項の中欄を次のように改める。

次のいずれかに該当する登録販売者 イ　過去五年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して二年以上の者 ロ　都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の経験を有すると認めた者	書類及び変更後の店舗等管理者が登録販売者である場合にあってはその者が第百二条第二号イ若しくはロ（第百八条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類

附則第九条の表第百十条の十第一項において準用する第百条の七第一項第二号及び第三号並びに第百十条の九第二号の項中「第百条の七」を「第百十条の七」に改め、同表第百十一条第三項第四号、同条第六項第四号及び第五号の項中「、同条第六項第四号及び第五号」を「及び同条第六項第五号」に改め、同表に次のように加える。

第百十一条第六項第四号	変更後の店舗等管理者又は変更後の店舗等管理者（当該店舗等管理者が薬剤師である場合に限る。）又は	薬剤師若しくは登録販売者
		薬剤師

附則第十四条第一項中「動物用医薬品登録販売者試験等」を「動物用医薬品登録販売者試験」に改める。